

| | |
|--|---|
| <p>3 烏獸による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合 (2)有害鳥獸捕獲についての許可基準の設定</p> | <p>連絡協議会の構成員に学識者と自然保護団体も例示すべき 必要に応じて含まれるものと考えます。</p> |
| <p>3 烏獸による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合 (2)有害鳥獸捕獲についての許可基準の設定</p> <p>126</p> | <p>II-第四-3 (2)-2) (38P) 第2段落「過去5年間の」は、「少なくとも過去5年間の」にすべきでは?</p> |
| <p>3 烏獸による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合 (2)有害鳥獸捕獲についての許可基準の設定</p> <p>127</p> | <p>予察捕獲は、強い害性のみを基準にするのではなく予察捕獲効果の高さも含めた基準で許可すべきであり、科学性のない予察捕獲は原則廃止すべきである。</p> |
| <p>II第四-4 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合</p> | |
| <p>4 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合</p> <p>128</p> | <p>II-第四-4 (42P)冒頭5行目の「(2)-・-3)」は、「3-(2)-・-3)」の誤りでは? ご指摘を踏まえ、3 (2) -①- 3) と修正します。</p> |

| Ⅱ 第四－5 その他特別の事由の場合 (4) 愛がんのための飼養の目的 | |
|---------------------------------------|---|
| 5 その他特別の事由の場合 129 (4) 愛がんのための飼養の目的 | ①許可対象者、②鳥獣の種類・数、③期間、④区域及び⑤方法と分説記述するところ、これを全部削る。 |
| II 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項 | 愛がんのための飼養の目的についての許可に関する事項として必要であり、原文通りが適当と考えます。 |
| Ⅱ 第五 特定獵具使用禁止区域、特定獵具使用制限区域及び獵区に関する事項 | |
| II 第五－3 獵区 (1) 獵区の設定 | |
| 3 獵区 (1) 獵区の設定 130 | これ以上の獵区の整備拡大は必要ないのではないか。 獵区は狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るために必要と考えます。 |
| 3 獵区 (1) 獵区の設定 131 | 横行する密猟、ツキノワグマの絶滅の危惧などから、獵区はむしろ管理徹底である範囲に縮小すべきである。 (計13件) |
| II 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項 | 獵区は狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るために必要がある場合には獵区は狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るために必要だと考えます。なお、特に保護を図る必要があると認めた対象狩猟鳥獣がある場合には規制等の措置を講じています。 |
| Ⅱ 第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項 | |
| II 第六－1 計画作成の目的 | |
| 132 1 計画作成の目的 133 1 計画作成の目的 | 個体数管理、生息環境管理、被害防除対策を総合的に実施していくことが必要であり、原文通りが適当と考えます。 外来生物対策を強化されたい。日本の種の遺伝子攪乱を防ぐために、外來生物の殺処分を拡大する必要がある。しかし、世論は外來生物の殺処分に心理的な抵触が多いので、担当者は苦慮しているようだ。外來生物対策の必要性を世論にもつと強く訴え、日本固有種を維持する必要性を理解されるよう力を入れていただきたい。 |
| II 第六－6 保護管理事業 | ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 134 6 保護管理事業 | II－第六-6(49P)冒頭第3段落「考え方下」→「考え方の下」 ご指摘の通り修文します。 |
| II 第六－9 計画の見直し | |
| 135 9 計画の見直し | ご指摘の通り修文します。 |

II 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項
第八 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項

II 第八-1 鳥獣の保護思想についての普及等

| | | | | |
|--------------------------------|--|--|--|--|
| 136 1 鳥獣の保護思想についての普及等 （計2件） | 「鳥獣の保護思想」などいう言葉がどういう意味を持つのかが説明されていない。 （計2件） | 「鳥獣の保護思想」などの項目であるが、「鳥獣の保護思想」という言葉がどういう意味を持つのかが説明されていない。 （計2件） | 「鳥獣の保護思想」などいう言葉がどういう意味を持つのかが説明されていない。 （計2件） | 「鳥獣の保護思想」などいう言葉がどういう意味を持つのかが説明されていない。 （計2件） |
| 137 1 鳥獣の保護思想についての普及等 （計4件） | 「在来種による食餌植物の植栽等を積極的に実施する」は削除、 または表現を変更すべき。 （計4件） | 「在来種による食餌植物の植栽等を積極的に実施する」は削除、 または表現を変更すべき。 （計4件） | 「在来種による食餌植物の植栽等を積極的に実施する」は削除、 または表現を変更すべき。 （計4件） | 「在来種による食餌植物の植栽等を積極的に実施する」は削除、 または表現を変更すべき。 （計4件） |
| 138 4 安易な餌付けの防止 （計2件） | 安易な餌付けを防止するとともに、山に実のなる木を植林し、山 と里の間に柿林などを設置すること。 | 安易な餌付けを防止するとともに、山に実のなる木を植林し、山 と里の間に柿林などを設置すること。 | 安易な餌付けを防止するとともに、山に実のなる木を植林し、山 と里の間に柿林などを設置すること。 | 安易な餌付けを防止するとともに、山に実のなる木を植林し、山 と里の間に柿林などを設置すること。 |
| 139 2 鳥獣保護員の任命について （計2件） | 鳥獣保護員の活動の確保に対して「他の指導員制度との併用によつて活動量を確保する」という付書き刃的対応ではなく、常勤の専門性をもつた人材の確保をめざすべき。 | 鳥獣保護員の活動の確保に対して「他の指導員制度との併用によつて活動量を確保する」という付書き刃的対応ではなく、常勤の専門性をもつた人材の確保をめざすべき。 | 鳥獣保護員の活動の確保に対して「他の指導員制度との併用によつて活動量を確保する」という付書き刃的対応ではなく、常勤の専門性をもつた人材の確保をめざすべき。 | 鳥獣保護員の活動の確保に対して「他の指導員制度との併用によつて活動量を確保する」という付書き刃的対応ではなく、常勤の専門性をもつた人材の確保をめざすべき。 |
| 140 4 鳥獣保護センター等の設置 （計2件） | 「鳥獣保護センターは傷病鳥獣の保護だけではなく、鳥獣の科学的・計画的保護管 理のため活用を図ることについて」第一二三（2）工に記述していま す。また、傷病鳥獣保護についての詳細はII第十一8に記述していま す。 | 「鳥獣保護センターは傷病鳥獣の保護だけではなく、鳥獣の科学的・計画的保護管 理のため活用を図ることについて」第一二三（2）工に記述していま す。また、傷病鳥獣保護についての詳細はII第十一8に記述していま す。 | 「鳥獣保護センターは傷病鳥獣の保護だけではなく、鳥獣の科学的・計画的保護管 理のため活用を図ることについて」第一二三（2）工に記述していま す。また、傷病鳥獣保護についての詳細はII第十一8に記述していま す。 | 「鳥獣保護センターは傷病鳥獣の保護だけではなく、鳥獣の科学的・計画的保護管 理のため活用を図ることについて」第一二三（2）工に記述していま す。また、傷病鳥獣保護についての詳細はII第十一8に記述していま す。 |

II 第九 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

II 第九-2 鳥獣保護員（2）鳥獣保護員の任命について

| | | | | |
|-----------------------------|--|--|--|--|
| 141 2 鳥獣保護員の任命について （計2件） | 鳥獣保護員の活動の確保に対して「他の指導員制度との併用によつて活動量を確保する」という付書き刃的対応ではなく、常勤の専門性をもつた人材の確保をめざすべき。 | 鳥獣保護員の活動の確保に対して「他の指導員制度との併用によつて活動量を確保する」という付書き刃的対応ではなく、常勤の専門性をもつた人材の確保をめざすべき。 | 鳥獣保護員の活動の確保に対して「他の指導員制度との併用によつて活動量を確保する」という付書き刃的対応ではなく、常勤の専門性をもつた人材の確保をめざすべき。 | 鳥獣保護員の活動の確保に対して「他の指導員制度との併用によつて活動量を確保する」という付書き刃的対応ではなく、常勤の専門性をもつた人材の確保をめざすべき。 |
| 142 4 鳥獣保護センター等の設置 （計2件） | 「鳥獣保護センターは傷病鳥獣の保護だけではなく、鳥獣の科学的・計画的保護管 理のため活用を図ることについて」第一二三（2）工に記述していま す。また、傷病鳥獣保護についての詳細はII第十一8に記述していま す。 | 「鳥獣保護センターは傷病鳥獣の保護だけではなく、鳥獣の科学的・計画的保護管 理のため活用を図ることについて」第一二三（2）工に記述していま す。また、傷病鳥獣保護についての詳細はII第十一8に記述していま す。 | 「鳥獣保護センターは傷病鳥獣の保護だけではなく、鳥獣の科学的・計画的保護管 理のため活用を図ることについて」第一二三（2）工に記述していま す。また、傷病鳥獣保護についての詳細はII第十一8に記述していま す。 | 「鳥獣保護センターは傷病鳥獣の保護だけではなく、鳥獣の科学的・計画的保護管 理のため活用を図ることについて」第一二三（2）工に記述していま す。また、傷病鳥獣保護についての詳細はII第十一8に記述していま す。 |

Ⅱ第九ー5 取締り

| | | |
|-----------|--|---|
| 141 5 取締り | 「愛がんを目的として飼養される鳥獣の違法捕獲等又は採取等」・「愛がん飼養」を削る。 (計2件) | 愛がん飼養に関する取締りについて必要であり、原文通りが適当と考えます。 |
| 142 5 取締り | 狩猟に同行するなどの、動物愛護管理法違反者に対する犬を、獵期終了と同時に監視、取締りを行うものとする。 (計2件) | 飼養動物については動物愛護管理法により対応されると考えますが、獵犬の適正な管理については関係団体とも協力して普及啓発に努めたいと考えます。 |

Ⅱ第十 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項 第十 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項

| | | |
|----------|--|---|
| 143 追加要望 | 下記を追加すべきである。また、予察駆除は禁止すべきである。 1) クマを狩猟からはずすべきである。 2) 海棲哺乳類も鳥獣保護法の適用とすべきである。 (計2件) | 狩猟鳥獣については、その考え方を基本指針において整理していくことになります。なお、適切に行われる予察捕獲は、農林水産業への被害防止の観点から必要と考えます。また、鳥獣法の対象としている海棲哺乳類もあります。 |
| | Ⅱ第十一2 鳥獣の区分と保護管理の考え方 | |

| | | |
|----------------------|--|---|
| 144 2 鳥獣の区分と保護管理の考え方 | I 第二の1(4)では一般鳥獣の取扱いを記述しているので、II第一の2においても(4)としてそれに準じた記載が必要である。 上記(1)～(3)以外の鳥獣については、必要に応じ、I 第二ー1に準じて対象種と保護管理の考え方を鳥獣保護事業計画に記載する。 | ご指摘を踏まえて、II第十一2に(4)として以下の通り記述します。 (4)一般鳥獣 上記(1)～(3)以外の鳥獣については、必要に応じ、I 第二ー1に準じて対象種と保護管理の考え方を鳥獣保護事業計画に記載する。 |
| | Ⅱ第十一6 鳥類の飼養の適正化 | |

| | | |
|-----------------|---|---|
| 145 6 鳥類の飼養の適正化 | 野生生物の愛がん飼養は全面的に禁止を求める。野生生物は野に生きてゐるのが本来であり、人間の好みでそれを奪うことは問題がある。文化ということでメジロの捕獲を認めていようが、密猟を促すことになつており、止めるべきである。 (計5件) | 愛がん飼養による捕獲許可対象種からメジロを削除し、メジロのみに限定することとしています。が、意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 146 6 鳥類の飼養の適正化 | 「愛がん飼養」に関する記述を削る。 | 愛がん飼養の適正化に関する記述を削る。 |

Ⅱ 第十一 8 傷病鳥獣救護の基本的な対応

| | | |
|-------------------------------------|---|---|
| 147 救護の基本的な対応 | 「傷病鳥獣救護の基本的な対応」の項目については、「必要な」という言葉を頭に付けるべき。 | ご指摘の趣旨についてはⅡ第十一 8 (2) に記述していると考えております。 |
| 8 傷病鳥獣 救護の基本的な対応 (1) 基本的な考え方 | Ⅱ第十一 8 傷病鳥獣救護の基本的な対応 (1) 基本的な考え方 | ご指摘の箇所については、Ⅱ第十一 8 が基本的な対応について記述しているものであることから、既に対応についての内容であり、原文通りが適当と考えます。 |
| 8 傷病鳥獣 救護の基本的な対応 (1) 基本的な考え方 | 「終生飼養及び・・・」という書き出しななつてあるが、「終生飼養」を行なうのが当たり前ではないのであるから、どういう場合「終生飼養」を行なうかの記述が必要である。また、「終生飼養」には、狩猟鳥獣を除き、「飼養登録」が必要だと考えられるところから、ボランティアがどのような形で「終生飼養」に携われるかの記述も必要である。 (計 2 件) | ご指摘の趣旨についてはⅡ第十一 8 (2) に記述していると考えております。 |
| 8 傷病鳥獣 救護の基本的な対応 (1) 基本的な考え方 | 8 傷病鳥獣の保護対象として、「違法飼養や密猟の摘発により多数の鳥類のリハビリが必要な場合」と追加していただきたい。 | 必要に応じて含まれるものと考えます。 |
| 8 傷病鳥獣 救護の基本的な対応 (1) 基本的な考え方 | Ⅱ第十一 8 傷病鳥獣救護の基本的な対応 (2) 救護個体の取扱い | ご指摘の趣旨については、「野生復帰が困難」であるとの内容に含まれ、また、野生復帰が困難な個体については、に改め、その後、「放鳥獸の他、」という記述を加える。 |
| 8 傷病鳥獣 救護の基本的な対応 (2) 救護個体の取扱い | 「野生復帰が不可能な個体については、」を、「野生復帰による生存が困難な個体については、に改め、その後、「放鳥獸の他、」という記述を加える。 | ご指摘の趣旨については、「野生復帰が困難」であるとの内容に含まれ、また、野生復帰が困難な個体についての放鳥獸はⅡ第十一 8 (2) ④のガイドラインにおいて検討すべきものと考えるため、原文通りが適当と考えます。 |
| 8 傷病鳥獣 救護の基本的な対応 (2) 救護個体の取扱い | 「その他の傷病鳥獣については、」の書き出しと「救護等に対する治療をせずに放鳥獸するこヒを基本とするが、必要に応じ、」の記述を加える。 (計 2 件) | ご指摘の趣旨については、「野生復帰が困難」であるとの内容に含まれ、また、野生復帰が困難な個体についての放鳥獸はⅡ第十一 8 (2) ④のガイドラインにおいて検討すべきものと考えるため、原文通りが適当と考えます。 |

| II 第十一-8 傷病鳥獣救護の基本的な対応 (4) 野生復帰 | |
|---------------------------------|---|
| 8 傷病鳥獣 救護の基本的な対応 (4) 野生復帰 | 書き出しの「対象個体の傷病が・・・」の前に、「治療をした個体の場合、」という言葉を付けるべき。 |
| 153 | 野生復帰の対象個体であることから、原文通りが適当と考えます。 |